

令和5年度

新南部宿舎整備工事

積 算 書

(当初)

事業名				
工事名		令和5年度 新南部宿舍整備工事		
項目名	数量	単位	金額	備考
工事価格			3,850,000	
・工事原価			3,290,000	
純工事費			2,597,000	
・直接工事費			2,448,000	
・ ・ 建築工事	1.000	式	2,448,000	
・ ・ 共通仮設費 ※処分費 11,000			149,000	(間接工事費) 共通仮設費+現場管理費 842,000
・ ・ ・ 建築工事 直接工事費(処分費※除く) × 共通仮設費率 2,437,000 × 0.061	6.1 %	1.000	式 149,000	
・ ・ 現場管理費			693,000	
・ ・ ・ 建築工事 純工事費 × 現場管理費率 (純工事費[直接工事費(処分費※除く) + 共通仮設費]) (2,437,000 + 149,000) × 0.268	26.8 %	1.000	式 693,000	
・ 一般管理費				
工場原価 × 一般管理費率 (工場原価[直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費]) (2,448,000 + 149,000 + 693,000) × 0.172	17.2 %	1.000	式 566,000	
・一括計上価格	1.000	式	0	

事業名	
工事名	令和5年度 新南部宿舍整備工事

コード	名称(規格)	数量	単位	単価	金額	備考
*** B単 - 1号 ***						
000001	既存防水(立上り)撤去		式		1,000	歩A 当たり算出
T00001	既存防水(立上り)撤去 改質アスファルト防水の立上り部	18.000	m ²	1,624	29,232	T単 1号
	合 計				29,232	
	単 価				29,232	
*** B単 - 2号 ***						
000002	既設アルミ板撤去		式		1,000	歩A 当たり算出
P96001	既設アルミ板撤去 防水シーリング材含むアルミ板撤去	38.000	m	1,150	43,700	
	合 計				43,700	
	単 価				43,700	
*** B単 - 3号 ***						
000003	下地処理工		式		1,000	歩A 当たり算出
P96002	下地処理工 笠木・架台の補修(PCM)	14.000	m ²	2,600	36,400	
	合 計				36,400	
	単 価				36,400	
*** B単 - 4号 ***						
000004	高圧洗浄工		式		1,000	歩A 当たり算出
P96003	高圧洗浄工 15Mpa程度、平場・笠木・架台	147.000	m ²	400	58,800	
	合 計				58,800	
	単 価				58,800	
*** B単 - 5号 ***						
000005	防水劣化部(平場)切開・張戻し		式		1,000	歩A 当たり算出
P96004	防水劣化部(平場)切開・張戻し 平場(既存防水改質AS)、トーチあぶり戻し1m ² 以下	5.000	箇所	2,000	10,000	
	合 計				10,000	
	単 価				10,000	
*** B単 - 6号 ***						
000006	防水改修(平場)		式		1,000	歩A 当たり算出
P96005	防水改修(平場) 合成高分子系ルーフィングシート(SIM2[機械固定])	82.000	m ²	14,000	1,148,000	
	合 計				1,148,000	
	単 価				1,148,000	
*** B単 - 7号 ***						
000007	鋼板取付工		式		1,000	歩A 当たり算出
P96006	鋼板取付工 塩ビシートの固定鋼板取付(SIM2)	54.000	m	2,750	148,500	
	合 計				148,500	
	単 価				148,500	
*** B単 - 8号 ***						

事業名	
工事名	令和5年度 新南部宿舍整備工事

コード	名称(規格)	数量	単位	単価	金額	備考
000008	防水改修(立上り)		式		1,000	歩A 式 当たり算出
P96007	防水改修(立上り) 合成高分子系ルーフィングシート(SF2[接着固定])	18.000	m ²	9,200	165,600	
	合計				165,600	
	単価				165,600	
	*** B単 - 9号 ***					
000009	防水新設(笠木)		式		1,000	歩A 式 当たり算出
P96008	防水新設(笠木) ウレタンゴム系塗膜(X2[密着])	31.000	m ²	9,800	303,800	
	合計				303,800	
	単価				303,800	
	*** B単 - 10号 ***					
000010	防水新設(架台)		式		1,000	歩A 式 当たり算出
P96009	防水新設(架台) ウレタンゴム系塗膜(X2[密着])	16.000	m ²	9,800	156,800	
	合計				156,800	
	単価				156,800	
	*** B単 - 11号 ***					
000011	防水立上り端末部固定		式		1,000	歩A 式 当たり算出
P96010	防水立上り端末部固定 アルミアングル打ち・鋼板・防水シーリング材共(1.5×10×30)	38.000	m	974	37,012	
	合計				37,012	
	単価				37,012	
	*** B単 - 12号 ***					
000012	脱気筒の設置		式		1,000	歩A 式 当たり算出
P96011	脱気筒の設置 ステンレス製	1.000	個	22,380	22,380	
	合計				22,380	
	単価				22,380	
	*** B単 - 13号 ***					
000013	改修用ドレンの設置		式		1,000	歩A 式 当たり算出
P96012	改修用ドレンの設置 屋上排水孔縦(70)	3.000	箇所	39,500	118,500	
	合計				118,500	
	単価				118,500	
	*** B単 - 14号 ***					
000014	安全設備スタクション		式		1,000	歩A 式 当たり算出
P96013	安全設備スタクション 2段ロープ、転落防止用	55.000	m	2,500	137,500	
	合計				137,500	
	単価				137,500	
	*** B単 - 15号 ***					
000015	防水材運搬		m ³		1,000	歩A m ³ 当たり算出

事業名	
工事名	令和5年度 新南部宿舍整備工事

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	*** S単 - 1号 ***					
S02111	機械損料		供用日		1,000 各単位	歩A 当たり算出
	機械損料 トラック2t種			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)機械器具損料コード	M96001		豪雪補正:なし	亜熱帯補正:なし	
	2)機械器具規格	トラック2t種		基本給時間:8.0	超勤時間:0.0	
	3)単価の入力	2,730円		深夜時間:0.0	週休:4週8休以上	
M96001	機械損料 トラック2t種	1.000	供用日	2,730	2,730	
	合計				2,730	算出数量 1.000 各単位
	単価				2,730	
	*** S単 - 2号 ***					
S16001	フレンクレン[油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型・排対型(2次)]		時間		1,000 各単位	歩A 当たり算出
	フレンクレン[油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型・排対型(2次)] 12～13t吊、運転1時間当たり算出			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)機械コード 単位が時間のみ	M04602		豪雪補正:なし	亜熱帯補正:なし	
	2)機械コード (同上)	M04602		基本給時間:8.0	超勤時間:0.0	
	3)機械損料算出区分	運転1時間当たり算出		深夜時間:0.0	週休:4週8休以上	
	4)運転1日当たり運転時間(T)	6.0時間				
	5)運転日に対する供用日の割合(YC)	1.33				
	6)単価計上区分	機械損料等+燃料+運転労務				
	7)岩石補正区分	岩石補正なし				
	8)燃料の計上方法	機械経費算定基準値による				
	9)燃料区分	軽油				
	10)燃料消費量(入力の場合)	0.0				
	11)消耗部品の計上の有無	消耗部品の計上しない				
	13)消耗部品費の適用条件(2)	消耗部品なし				
	14)名称(消耗部品)	-				
	15)規格(消耗部品)	-				
M04602	フレンクレン[油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型・排対型(2次)] 12～13t吊	1.000	時間	4,650	4,650	
P34029	軽油 ﾊﾞﾄﾙ給油	9.400	L	143	1,344	
R01021	運転手(特殊)	0.170	人	24,786	4,214	
	合計				10,208	算出数量 1.000 各単位
	単価		各単位		10,208	
Y00001	単位					

令和5年度
新南部宿舎整備工事

特別仕様書

九州農政局
土地改良技術事務所

第1章 総則

令和5年度 新南部宿舍整備工事の施工にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標準仕様書」という。）に基づいて実施する。

上記仕様書に定めない事項は、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、標準仕様書及び共通仕様書に対する特記並びに追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は九州農政局土地改良技術事務所が管理する新南部宿舍屋上にある防水層の改修を行い、施設の維持修繕を図るものである。

2. 工事場所

熊本県熊本市東区新南部6-5-20地内

3. 工事概要

本工事の概要は、次のとおりである。

防水改修(平場・立上り) 合成高分子系ルーフィングシート A=100 m²

防水新設(笠木・架台) ウレタンゴム系塗膜 A=47 m²

4. 工事範囲

本工事の施工範囲は、別途「図面」に示すとおりである。

5. 工事数量

別紙2「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。

なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている60日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者を配置することを要しない。

また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。
全体工期：契約締結日から令和7年3月7日（工事完了期限日）まで

2. 工事期間中の休業日

工事期間の休業日としては、雨天・休日等19日を見込んでいる。
なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

3. 施工しない日

原則、土曜日、日曜日及び年末年始休暇（12月29日～1月3日）。
なお、気象条件等により上記の工事を施工しない日において、やむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 施工しない時間帯

原則、平日の午後5時15分から午前8時30分まで。
なお、気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

第4章 現場条件

(1) 騒音・振動対策

騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

(2) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(3) 現場内への立入制限等

安全のため第三者の現場内への立ち入りを制限するとともに、必要に応じ安全施設を設置するものとする。

(4) 周辺施設への配慮等

工事場所は住民が居住しているため、騒音、振動に留意するように努めなければならない。

(5) その他

既設構造物及び第三者に損傷を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

第5章 工事用地等

(1) 発注者が確保している工事用地及び工事上必要な用地（以下「工事用地」という。）は、新南部宿舎敷地内である。

(2) 工事用地の一部は宿舎利用者の駐車場となっていることから、利用にあたっては監督職員と事前に協議するものとする。

第6章 工事用電力及び用水

本工事に使用する電力及び用水は、受注者の責任において準備しなければならない。

第7章 工事用材料

1. 材料規格及び品質

本工事で使用する防水材の規格及び品質は、次のとおりである。

- ①合成高分子系ルーフィングシート（SI-M2(機械的固定工法)）：JIS A 6008
合成高分子系ルーフィングシート（S-F2(接着工法)）：JIS A 6008
- ②ウレタンゴム系塗膜（X-2(密着工法)）：JIS A 6021・JIS K 5600-1-1

2. 見本又は資料提出

防水材及び次に示す工事用材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
防水材 (合成高分子系ルーフィングシート、ウレタンゴム系塗膜等工法)	カタログ
その他材料	カタログ

第8章 施工

建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分
廃油類 (アスファルト防水材)	(有)オー・ エス収集セ ンター	熊本県熊本 市北区楠野 町地内	8時～ 17時	最終処分業者

第9章 施工管理

1. 主任技術者の資格

主任技術者の資格は、入札説明書による。

2. 施工管理

(1) 建築工事の施工管理

施工管理の管理基準等は、次によらなければならない。

- 1) 品質及び施工管理については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針（上巻・下巻）」及び「建築改修工事管理指針（上巻・下巻）」によるものとする。
- 2) 本工事の施工に関しては、図面及び共通仕様書並びに標準仕様書による他、使用材料メーカーの工法により施工するものとする。

3. 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図

るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」

（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

１）黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

２）受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黑板情報の電子的記入に関する取扱い

１）受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

２）本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。

なお、上記１）に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

３）黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL（https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、現場管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第 10 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更該当する主な事項は、次のとおりである。

（１）第三者との協議結果に伴って変更が生じた場合

（２）その他

第 11 章 その他

1. 契約後 V E 提案

(1) 定義

「V E 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E 提案の意義及び範囲

- 1) V E 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。
 - ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ②工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) V E 提案書の提出

- 1) 受注者は、(2) の V E 提案を行う場合、次に掲げる事項を V E 提案書（共通仕様書 様式 6 - 1 ~ 4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ①設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由
 - ② V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む。）
 - ③ V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤工業所有権を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項
 - ⑥その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、V E 提案を契約締結の日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E 提案の適否等

- 1) 発注者は、V E 提案の採否について、原則として V E 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書 様式 6 - 5）により通知するものとする。

ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。
- 2) V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第

25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。

7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条の条件変更が生じた場合の前記 6) の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1 - 1 - 37 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R）正副 2 部

3. 建設副産物の取扱いに係る補足

共通仕様書 1 - 1 - 22 建設副産物の記載について、以下のとおり補足する。

(1) 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

(2) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。

4. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。

ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なの

かを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（工事契約後）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注者幹部に、設計の考え方、発注者工事工程表、施工条件等を説明し、共有を図るものとする。

なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工事着手後）

工事着手時及び新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。

なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(4) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

6. 週休2日による施工

(1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費を補正した試行工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

- 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。

ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
 - 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
- 1) 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
 - 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
 - 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
 - 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記2)の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
 - 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費を補正する。

補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。

なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記1)に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数による補正を行わずに、請負代金額を減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」

（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7.法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

- (6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて補正する。

7. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に

基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

- (2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。

ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。

なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

- ①他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。

なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- 月単位で週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

- ②現場閉所による月単位で週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。

ただし、週休2日に満たない（休日率4週6休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- 休日の確保を行った。
その他

[理由：現場閉所による月単位で週休2日（4週8休以上）の確保を行った。]

○事業（務）所長用

- 工程管理に係る積極的な取組が見られた。
その他

[理由：現場閉所による月単位で週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。]

- ③現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点評価する。

○事業（務）所長用

- その他

[理由：現場閉所による月単位で週休2日（4週8休以上）の確保を行うとともに、全ての土曜日及び日曜日に現場閉所を行った。]

- (3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

第12章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工期通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官

〇〇 〇〇 殿

住所

商号又は名称

氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

令和5年度
新南部宿舎整備工事

工 事 数 量 表
【当初】

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
既存防水（立上り）撤去	改質アスファルト防水の立上り部	m ²	18	
既設アルミ板撤去	防水シーリング材含むアルミ板撤去	m	38	
下地処理工	笠木・架台の補修（PCM）	m ²	14	
高圧洗浄工	15Mpa程度、平場・立上り・笠木・架台	m ²	147	
防水劣化部（平場） 切開・張戻し	平場（改質アスファルト）、 トーチあぶり戻し1 m ² 以下	箇所	5	
防水改修（平場）	合成高分子系ルーフィングシート （SIM2[機械固定]）、断熱材有	m ²	82	
鋼板取付工	塩ビシート of 固定鋼板取付（SIM2）	m	54	
防水改修（立上り）	合成高分子系ルーフィングシート （SF2[接着固定]）	m ²	18	
防水新設（笠木）	ウレタンゴム系塗膜 （X2[密着]）	m ²	31	
防水新設（架台）	ウレタンゴム系塗膜 （X2[密着]）	m ²	16	
防水立上り末端部固定	アルミアングル打ち・鋼板・防水シー リング材共（1.5×10×30）	m	38	
脱気筒の設置	ステンレス製	個	1	
改修用ドレンの設置	屋上排水孔縦（φ70）	箇所	3	
安全設備スタクション	2段ロープ、転落防止用	m	55	
防水材運搬	廃油類（改質アスファルト）	m ³	0.3	
防水材処分	廃油類（改質アスファルト）	m ³	0.3	
資材設置撤去	ラフテレーンクレーン13 t	日	2	

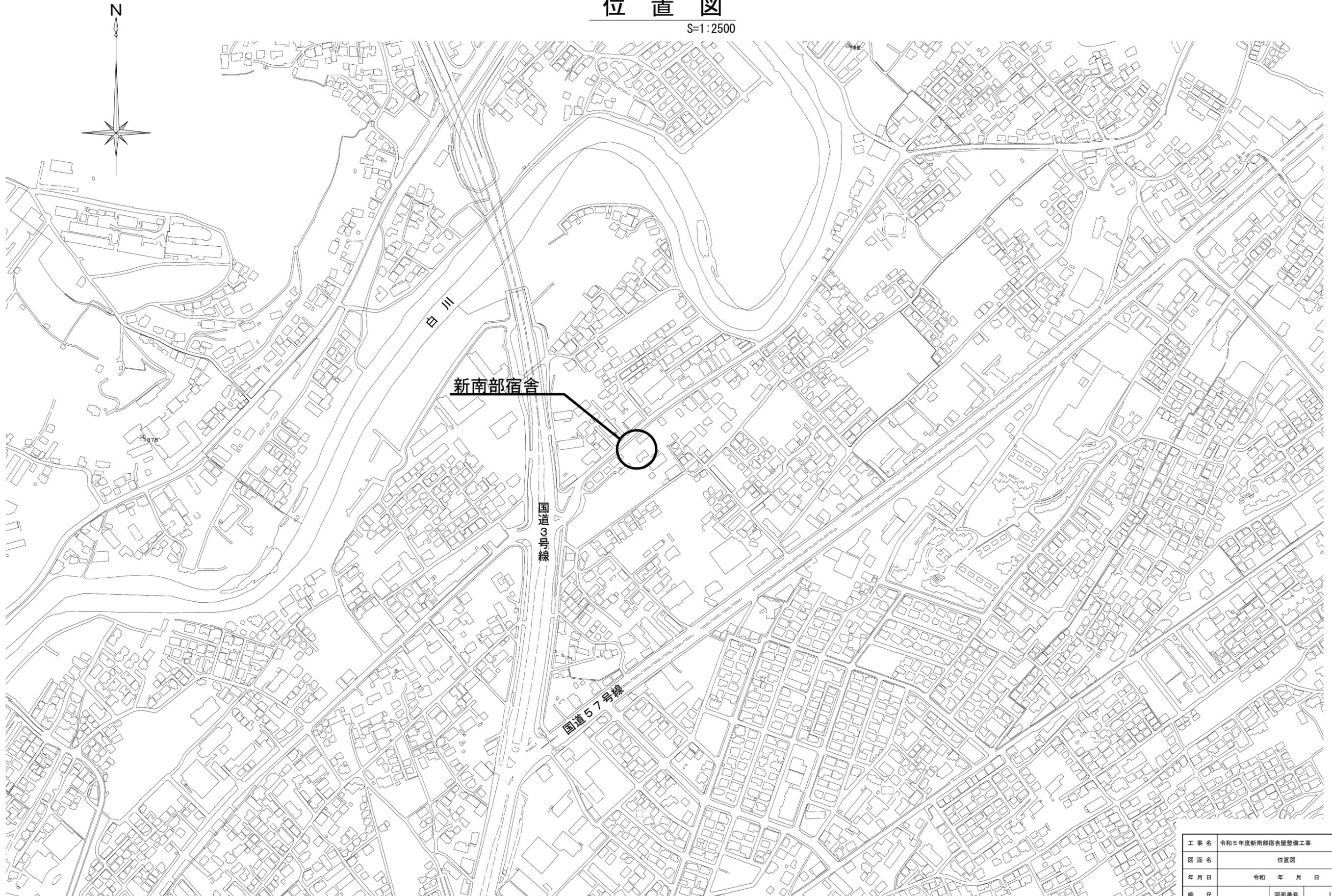
令和5年度
新南部宿舎整備工事

図面目録

番号	図面
1	位置図
2	平面図
3	宿舎（屋上）平面図
4	立面図

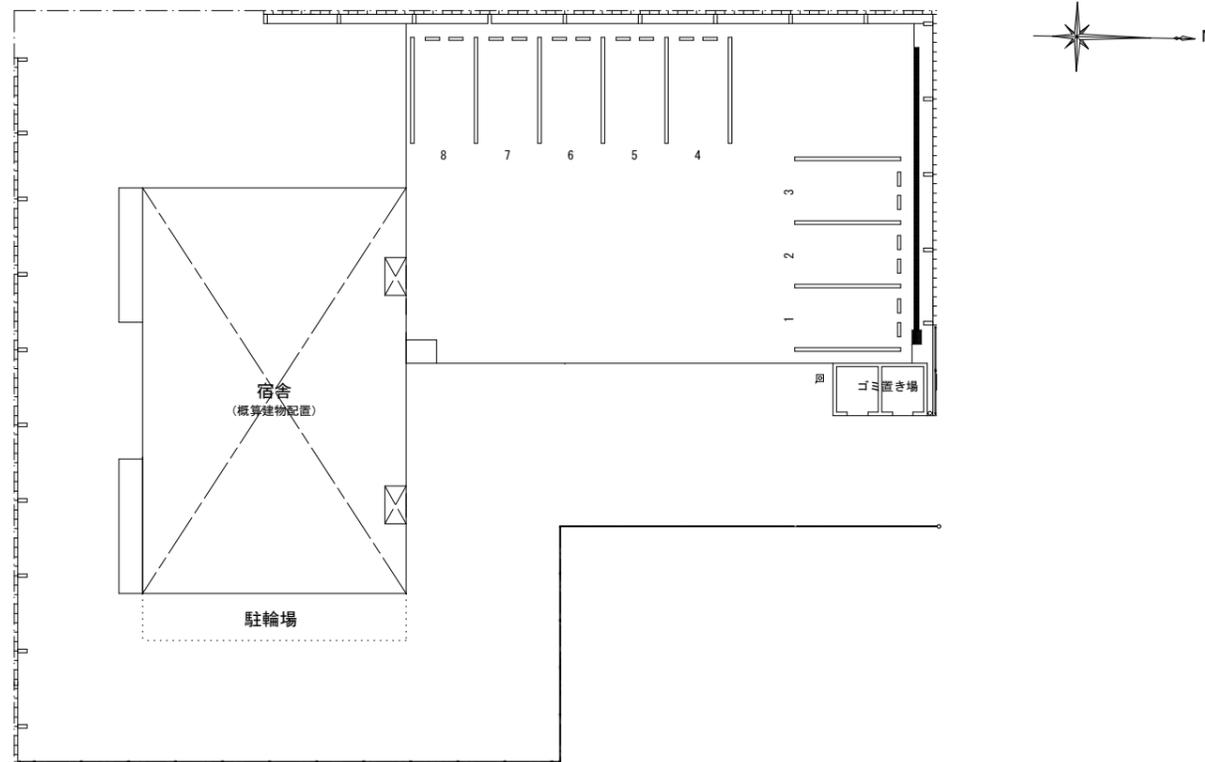
位置図

S=1:2500

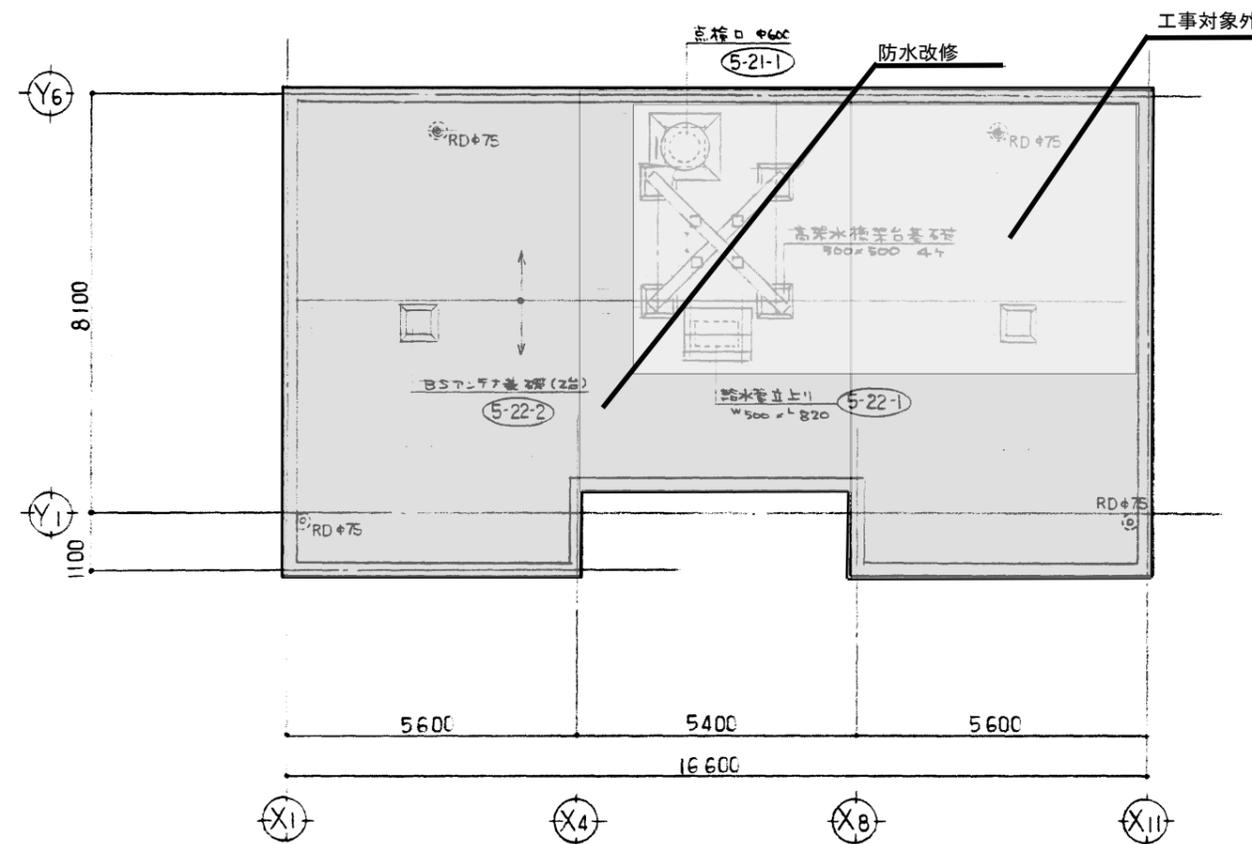


工事名	令和5年度新南部宿舎整備工事		
図面名	位置図		
年月日	令和 年 月 日		
縮尺	図面番号	1	
会社名			
事業所名	九州農政局 土地改良技術事務所		

平面図

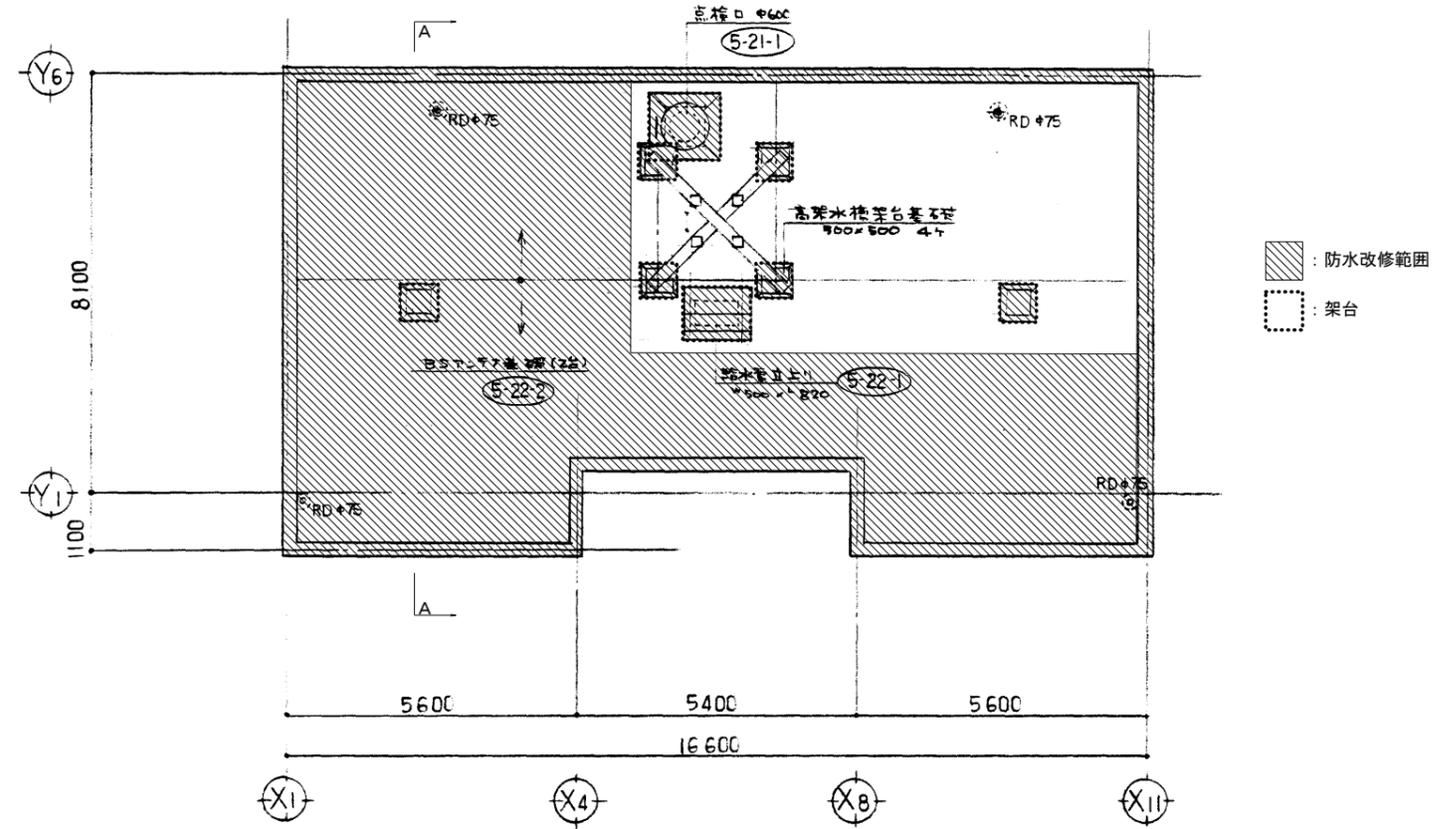


宿舎 (屋上) 平面図

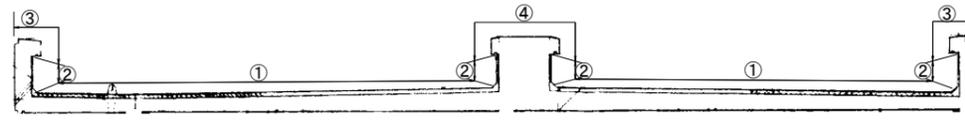


工事名	令和5年度新南部宿舎屋整備工事	
図面名	平面図	
作成年月日		
尺度	図面番号	2
会社名		
事業(務)所名	九州農政局 土地改良技術事務所	

宿舎（屋上）平面図



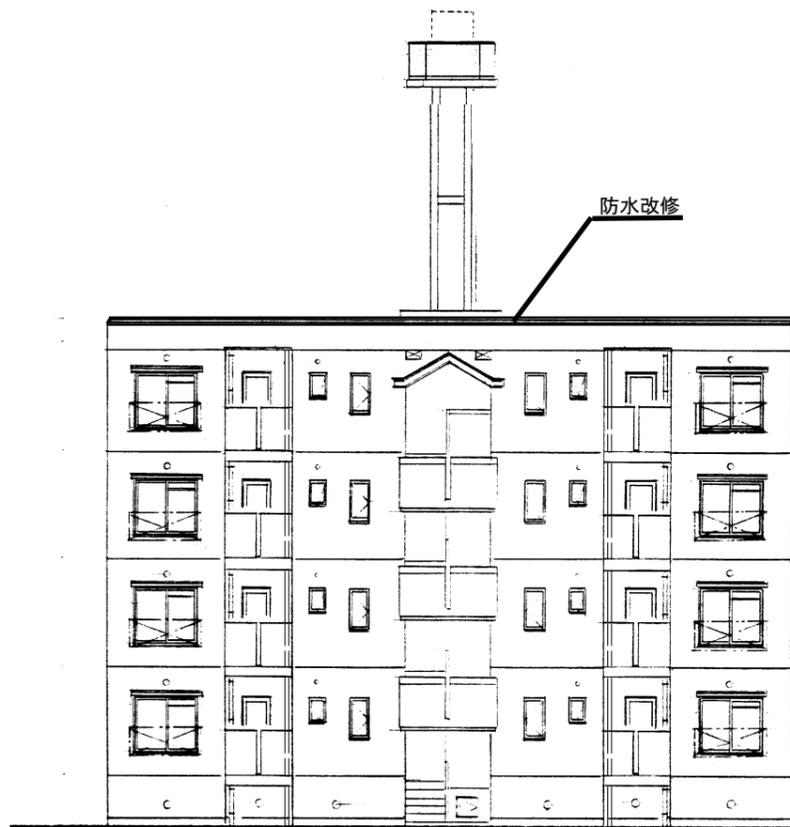
A-A断面



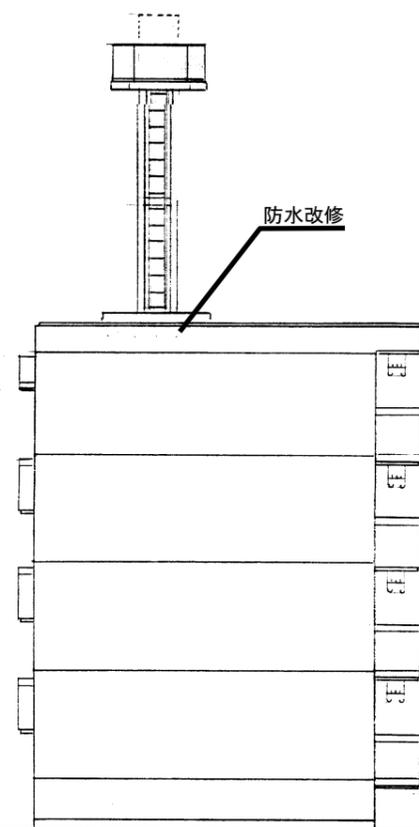
項目	数量	備考
① 防水改修（平場）	82㎡	合成高分子系ルーフィングシート
② 防水改修（立上り）	18㎡	合成高分子系ルーフィングシート
③ 防水改修（笠木）	31㎡	ウレタンゴム系塗膜
④ 防水改修（架台）	16㎡	ウレタンゴム系塗膜

工事名	令和5年度 新南部宿舎整備工事		
図面名	宿舎（屋上）平面図		
作成年月日			
尺度	図面番号	3	
会社名			
事業(務)所名	九州農政局 土地改良技術事務所		

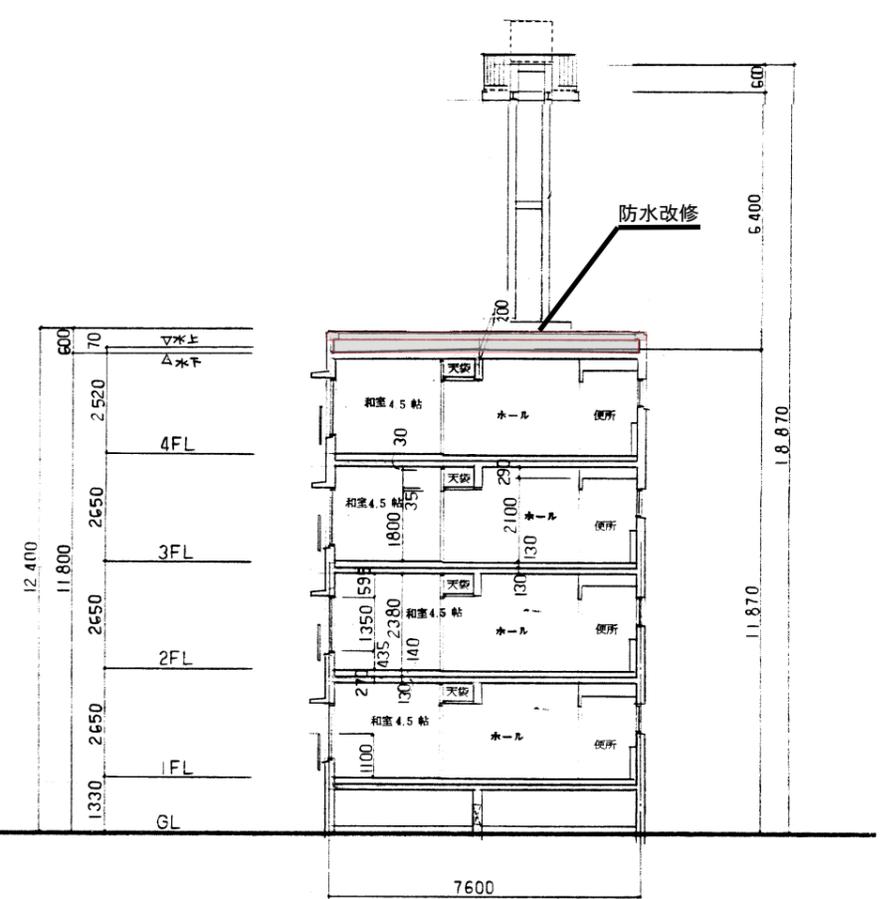
立面图



北立面图



西立面图



工事名	令和5年度新南部宿舍屋整備工事		
図面名	立面图		
年月日	令和 年 月 日		
縮尺	図面番号	4	
会社名			
事業所名	九州農政局 土地改良技術事務所		